

障害者の裁判を受ける権利と 民事裁判手続のIT化による影響

長 島 光 一

〈目次〉

- 1、はじめに
- 2、障害者が裁判を受ける上でのハードルと現状
- 3、裁判を受ける権利と障害者
- 4、民事裁判手続のIT化の議論の中での問題と障害者への配慮
- 5、今後の方向性

1、はじめに

(1) 障害者の人権と解決手段としての裁判

障害者¹が民事裁判を行う場合、多くは代理人として弁護士に依頼すると思われる²。しかし、本人訴訟などにより障害者が自ら裁判を行う場合も考えられる。障害者の人権の観点（障害者の自律性）からは、裁判を自ら行うことができる環境づくりが必要といえる。なぜなら、障害者であっても当事者である以上、弁護士に任せきりにすべきではなく、裁判に関わっていく必要があるからである。

このような視点から、現在、そしてこれからの裁判において、障害者への配慮を具体化する必要がある。そして、民事裁判手続がIT化し、ネッ

¹ 障害については、「障碍」・「障がい」といった表記もあるが、本稿では引用を除き、「障害」を用いる。

² 障害者の権利を裁判によって明らかにしてきた過去の事例については、障害と人権全国弁護士ネット編『ケーススタディ障がいと人権—障がいのある仲間が法廷を熱くした』（生活書院、2009年）などを参照。

ト上での情報のやり取りが活発になろうとしている今日、障害者にとってどのような影響を受けるのかを考える必要がある。

(2) 民事裁判手続のIT化と障害者への影響

このような問題意識の一方、既に民事裁判のIT化が進んでいる³。たとえば、訴訟手続の多くはmintsというシステムを利用したオンラインシステム（民事裁判書類電子提出システム）へと移行しつつある。こうした状況は、ITを活用できる環境にいる者にとっては利便性から効率的であると思われるが、一方で、情報弱者の裁判を受ける権利の観点から問題も生じうる。

特に、障害者の場合、IT化によって裁判手続を活用しにくくなるケースが考えられる。もっとも、障害の状況によっては、IT化によって裁判が利用しやすくなる可能性もあり、IT化は障害者にとって、プラスにもマイナスにも影響する可能性がある。一方で、たとえ民事裁判手続のIT化により裁判がしやすくなる障害者においても、IT技術を使えないというハードルもありうるため、そうした障害者へのサポートをすることによって、障害者にとっての不便を解消することが必要となる。

(3) 本稿の目的

本稿では、障害者の裁判を受ける権利について、民事訴訟法の観点から問題点を整理し、民事裁判手続のIT化によって、障害者が民事裁判を利用する上で、どこに課題があるのかを確認し、IT化の対応により障害者の裁判を受ける権利をどうすれば実現できるのかを検討する⁴。

³ 民事裁判手続のIT化については、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法改正（令和4年法律第48号）によって実現し段階的に施行されている。

⁴ これまで、障害者の裁判を受ける権利の問題は、主に刑事手続との関係で議論されてきた。例えば、池原毅和『精神障害法』（三省堂、2011年）40頁以下、菊池馨実ほか編著『障害法（第2版）』（成文堂、2021年）221頁以下参照。

2、障害者が裁判を受ける上でのハードルと現状

(1) 民事裁判におけるハードルの類型整理

障害者基本法は、2条1号において、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義する。したがって、ここでいう障害者は、①身体障害、②知的障害、③精神障害が主な対象となる。

こうした障害者にとって、民事裁判にはどのようなハードルがあるのか。本稿では、主に、身体障害を想定した議論を行うが、適宜、知的障害や精神障害における問題にも触れる。

まず、裁判所の施設、つまり、**場所のバリアの問題**がある。たとえば、①身体障害をもつ者にとって、裁判所を利用するにあたり、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、人的支援の問題が挙げられる。また、②知的障害や③精神障害をもつ者にとって、対人的な問題から、裁判所まで行くことができない可能性もあり、裁判をすること自体がハードルになってしまっている⁵。

こうした問題の代替的措置（障壁の解消方法）としては、裁判のIT化（オンライン化）が考えられる。現場（裁判所）に行かずに、オンラインによる対応ができれば、こうした問題は解消する。

もっとも、IT化にあたって、当事者の自宅等からネット接続をする場合、当事者や代理人ではない第三者が関与・介入することもできてしまう。第三者が訴訟に介入する危険がある一方で、介助者が隣でサポートする場合はどうであろうか。あくまで障害者の自律支援の意味においてならば関与を認めてもよいと思われる。しかし、その者が訴訟に介入しないという保障はない。

⁵ 精神障害者の人権については、池原・前掲注4のほか、関東弁護士連合会編『精神障害のある人の人権』（明石書店、2002年）などを参照。

次に、裁判の進行、つまり、**訴訟手続のバリアの問題**がある。これは障害の種類や程度によって必要な対応が異なる。

たとえば、①身体障害では、視覚障害の場合、訴状が読めないことから、点字や音声読み上げソフトの利用が必要になる。

聴覚障害の場合、法廷での議論を理解することが困難であるため、文字起こしソフトの利用が必要になる。

言語障害の場合、法廷で自らの主張ができないため、手話の利用が必要になる。

このように、身体障害であっても、その障害の種類や程度によって対応すべき事柄は異なることから、障害者個々に適した**合理的配慮**が必要となる。

なお、②知的障害や③精神障害の場合は、程度によるものの、裁判の内容理解それ自体が困難であるため、訴訟能力の問題が生じる。そこで、後見人等をつけることで本人の保護をする必要があり（民訴法31条）、本稿の対象とする自律的な当事者としての位置づけとは異なる⁶。

(2) 民事訴訟法における障害者を前提とする規定

現行民事訴訟法において、障害者に配慮する規定は少ないが、民訴法154条1項は、「口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。」と規定する。これは、日本語に通じていない、あるいは、耳が聞こえないまたは口がきけないために、口頭弁論において陳述するのに支障がある場合、通訳人の立ち合いを認めたものである。条文上、「立ち会わせる」とあることから、「立ち会わせなけれ

⁶ 長谷川泰造「正当な裁判を受ける権利」松友了編『知的障害者の人権』（明石書店、1999年）100頁以下では、知的障害者が弁護士ぬきで訴訟提起する困難性を述べる一方、法律事務所への来訪が困難であることから、知的障害者の世話人となるべき社会資源の必要性を指摘する。

ばならない」、「立ち合わせるべき」と義務的に解釈する見解が多い⁷。一方で口頭弁論に関与する者が聴力や発声能力に問題があるために、裁判所・当事者・代理人等の発言が理解できないもしくは自己の意思を表明することができないおそれがある場合、補聴器などの機械を用いたまたはその他の方法で会話できる場合には通訳人をつける必要がなく、適当な通訳人をつけることができない場合や通訳人をつけなくても筆問筆答できる場合には、筆談が認められている⁸。

しかし、こうした規定は例外的なものであり、民訴法は、障害者自らが訴訟することを前提としないシステムと環境といわざるを得ず、現状として、弁護士が見つからない場合は、障害者にとって十分な訴訟活動ができない可能性がある⁹。

(3) 裁判所独自の対応の例

実際の裁判において、障害者に対する配慮はどの程度行われているのだろうか。民訴法154条を用いるとしても、その判断は、裁判長の訴訟指揮に委ねられる(民訴法148条)¹⁰。

現場の対応の例として¹¹、本人尋問を非公開のラウンドテーブル法廷で開催したり、ビデオ録画により非言語的な表現も含めて尋問を証拠化

7 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ(第2版)』(日本評論社、2018年)358頁、笠井正俊=越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法(第2版)』(日本評論社、2013年)699頁[下村眞美]、兼子一原著『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、2011年)933頁[新堂幸司=上原敏夫]など。

8 秋山ほか・前掲注7 322頁。

9 たとえば、視覚障害者や知的障害者が被告となった場合、訴状の送達を受けても、訴状であるとの認識がないまま放置され、欠席判決になる可能性がある。訴訟無能力であるとして事後的に争うことができるとしても、その訴訟自体かなりの労力を伴うことが予測できる。

10 秋山ほか・前掲注7 322頁。

11 以下の事例は、2013年2月15日に日本弁護士連合会によって出された「民事訴訟手続における障がいのある当事者に対する合理的配慮についての意見書」で例示されたものである。なお、小林武「知的障害者の『裁判を受ける権利』実質的保障にかんする覚書(1)」南山法学22巻4号(1999年)79頁以下も参照。

した例（水戸地裁）、点字を用いて作成した訴状を受理し、被告に対し訴状を仮名文字訳した書面を送達し、訴訟の一部を裁判所の費用負担で点字に翻訳し、法廷でのやり取りの録音を原告に提供したり、点訳した判決要旨を配布したうえ、後日全文点訳を配布した例（名古屋地裁）などがあるという¹²。

もともと、これらは個々の裁判体による措置に過ぎず、一般化されているものではない。

3、裁判を受ける権利と障害者

(1) 裁判を受ける権利についての国内法・国際人権法の諸規定と合理的配慮

憲法32条に基づき、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」。この裁判を受ける権利については憲法学において数多くの議論があるが¹³、障害者に特化した権利保障のあり方も検討されている¹⁴。司法手続では、主に刑事手続との関係で権利保障の必要性が鮮明になることから問題提起がされており¹⁵、この議論が民事手続にも影響し

¹² このほか、長谷川・前掲注6 101頁は、知的障害者に対し、弁論能力に欠ける者が原告になった事例を紹介し、裁判所が原告に対し陳述を禁止し、弁護士の付き添いを命じた事例を紹介する（長崎地大村支判昭和53年5月16日）。

¹³ まとまったものとして、松井茂記『裁判を受ける権利』（日本評論社、2013年）、片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）、笹田栄司『司法の変容と憲法』（有斐閣、2008年）、同『裁判制度のパラダイムシフト』（判例時報社、2023年）などがある。

¹⁴ 小林・前掲注11のほか、城涼一「知的（発達）障害者の裁判を受ける権利と適正手続の保障：英国のappropriate adult制度を手がかりとして」中央大学大学院研究年報法学研究科編38号（2008年）447頁など。実務家のものとして、関東弁護士連合会編『障害者の人権：障害者の裁判を受ける権利/成年後見制度の研究』（明石書店、1995年）がある。

¹⁵ 織原保尚「障害者の裁判を受ける権利：裁判員制度の時代に」吉田仁美編『人権保障の現在』（ナカニシヤ出版、2013年）178頁以下は、裁判員制度が導入されたことにより、障害者が被告人となった場合に、裁判を受ける権利はどのように保証されるべきかを論じる。

ているように思える。もっとも、民事手続における裁判を受ける権利の議論において、障害者にどのような対応をすべきか、具体的に論じるものは少ない¹⁶。

憲法上の裁判を受ける権利は一般的な規定である一方、その具体化につき法分野を俯瞰してみると¹⁷、国際人権法の分野において、「公正な裁判を受ける権利」として、この裁判を受ける権利の具体化が検討され¹⁸、障害者に特化した問題とその対応も検討されている¹⁹。

国際人権規約（1966年12月16日採択、1976年3月23日施行、1979年日本批准）の市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）14条1項は、「すべての者は、…民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」と規定する（下線は著者、以下同じ）²⁰。

また、障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（2006年12月13日採択、2007年9月28日署名、2008年5月3日発効）13条1項においても、「手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する」と規定されている²¹。

¹⁶ これまでの議論について、福永有利「民事訴訟における憲法的保障」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣、2009年）8頁以下参照。

¹⁷ 障害者差別の問題を国内外の法制から俯瞰するものとして、池原毅和『日本の障害差別禁止法制一条約から条例まで―』（信山社、2020年）がある。

¹⁸ たとえば、芹田健太郎『国際人権法』（信山社、2018年）336頁、東澤靖『国際人権法講義』（信山社、2022年）264頁など。

¹⁹ 東俊裕「司法へのアクセス」長瀬修＝東俊裕＝川島聡編『増補改訂 障害者の権利条約と日本一概要と展望』（生活書院、2012年）91頁以下。

²⁰ 条文の翻訳は外務省の訳による。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html）（2023年11月30日確認）。なお、薬師寺公夫「裁判所にアクセスする権利の適用範囲（1）欧州人権条約6条1項と自由権規約14条1項の比較」研究紀要15号（2010年）29頁以下も参照。

²¹ 条約の和文は、外務省の訳（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>）

このように、各条約に裁判の利用にあたっての権利が明記され、こうした国際社会の要請に応じて、日本法にも具体的な規定が導入されつつある。

障害者基本法29条は、「国又は地方公共団体は、…裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するように配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない」と規定される。これは2012年改正で導入された。そして、この具体化法として次の法律が成立している。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）13条は、「国及び地方公共団体は、…司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（略）の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定する。

なお、障害者の権利条約2条にも、「障害者が他のものと平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって…、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と合理的配慮の必要性が明記されている。そして、司法手続の利用にあたって、「法的手続…において直接及び間接の参加者…として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮および年齢に適した配慮が提供されること」と規定する²²。

このように、司法手続の利用は、障害者の権利救済又は権利の回復に重大な影響を及ぼすものであり、条約やそれに基づく法律において、当事者にとって真に必要な配慮をすべきとの具体的な規定が随所にみられ

(2023年11月30日確認)による。

²² <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>> (2023年11月30日確認)

る²³。

(2) 裁判を受ける権利についての議論状況と国際的な文脈からの指摘

民訴法154条だけでは、裁判を受ける権利の実質的保障とはなっていない。この民訴法154条を具体化するにあたり、①障害者の裁判において必要とされる通訳のあり方は、障害の種類・程度・態様によって異なるものであり、それを定める法制度や裁判所の措置は、何より当該障害者の実態に即したものでなければならないこと、②障害者の裁判を受ける権利が保障されたというには、そのコミュニケーション行為が生きたものとして確保されることが必要であって、それに適した種類の通訳が認められなければならないこと、③通訳は、一般に主観性を免れえないが、伝達内容の正確さは確保されうるものであって、いずれにせよ障害者の裁判を受ける権利実現にとって通訳のもつ不可欠性・有益性とバランスングすることを通して、積極的に評価されるべきことなどの指摘²⁴がある。

たしかに、裁判における通訳といえば、外国人に対する裁判にあたって「そのまま訳す」ことが求められるが²⁵、障害者に対する通訳のあり方として、「そのまま訳す」だけでよいかという問題もある。たとえば、伝えたいことを言葉に表すことが苦手な者もいるため、誘導にならないように配慮しつつも、信頼関係を構築し一緒に考えてくれる立場の者による意思決定支援の役割を担う必要性が出てこよう²⁶。もちろん、通訳人に

²³ 東・前掲注19 100頁は、権利条約批准に際しての課題として、手続上の配慮や司法関係者の訓練を指摘する。

²⁴ 小林武「知的障害者の『裁判を受ける権利』実質的保障にかんする覚書(2)完」南山法学23巻3号(2000年)12頁以下。なお、刑事手続につき、松本晶行ほか編『聴覚障害者と刑事手続：公正な手話通訳と刑事弁護のために』(1992年、ぎょうせい)も参照。

²⁵ 法廷通訳については、たとえば、毛利雅子『法廷通訳翻訳における言語等個性維持の可能性：現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場』(丸善プラネット、2022年)参照。

²⁶ 意思決定支援については、たとえば、公益社団法人日本社会福祉士会編『意思

そこまでの役割を負担させることの問題もあるが、外国人の通訳とは異なる、検討すべき問題といえる。

そこで、意思決定支援の観点からの裁判の受ける権利の実質化にあたり、その法的根拠が問題となる。

障害者基本法は、国の施策の方向性を示す基本法にすぎず、障害者の具体的な手続上の権利を導出するものではない²⁷。また**障害者差別解消法**（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成二十五年法律第六十五号）も、司法機関は直接の適用対象とされていない²⁸。

こうした中で、**障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン29**（2020年8月採択）では、障害者の司法へのアクセスのための原則とガイドラインを示している。

たとえば、「**原則1：すべての障害者は法的能力を有しており、障害を理由に司法へのアクセスを拒否されることはない**」とされ、ガイドライン1.1には、「国は、障害者が他の者と平等に法的能力を享有することを保証するものとし、また、必要な場合には、法的能力を行使し司法へのアクセスを保証するために必要な支援及び配慮を提供する」としたうえで、1.2「**必要な場合にはいつでも、障害者と裁判所、裁判所、法執行機関との間で明確な意思疎通（コミュニケーション）を可能にする仲介者またはファシリテーターを提供する**」とある。

また、「**原則3：障害のある児童を含む障害者は、適当な手続上の配慮を受ける権利を有する**」とあり、ガイドライン3.1に、「すべての法的手続における障害者の差別を避け、かつ、効果的かつ平等な参加を保証するため、国は、障害者に対し、性別及び年齢に応じた個別的な手続上の

決定支援実践ハンドブック—意思決定支援のためのツール活用と本人情報シート作成—」（民事法研究会、2019年）など参照。

²⁷ 大胡田誠「司法手続の利用機会」長瀬修＝川嶋聡編『障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題—』（2018年、信山社）313頁以下。

²⁸ 大胡田・前掲注27 316頁。もっとも、裁判所は、『裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』を作成・運用している。

²⁹ 翻訳は、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会の資料を参考にした〈<https://www.moj.go.jp/content/001397453.pdf>〉（2023年11月30日確認）。

配慮を提供する」とある。

そして、ガイドライン3.2には、「すべての当事者の権利を適正に均衡させ尊重するためにそのような配慮が実施されることを確保する」ためのコミュニケーション支援として、「(e) 司法制度におけるすべての手続が、当事者、証人、請求者、被告人及び陪審員が完全な参加のために必要なあらゆる形式のコミュニケーションを用いるために必要な技術的及びその他の支援を提供することを確保すること」とし、具体的には、(i) 補聴システムおよびデバイス、(ii) オープン、クローズド、リアルタイムのキャプション(字幕)、クローズドキャプションのデコーダやデバイス、(iii) 音声・テキスト・ビデオ通信製品、(iv) ビデオテキストディスプレイ、(v) コンピュータを利用したリアルタイム字幕、(vi) スクリーンリーダーソフトウェア、拡大ソフト、光学リーダ、(vii) テレビ番組用の音声フィードを取り出すビデオ音声解説及び副音声プログラミング装置、(f) 仲介者またはファシリテーターに加えて、第三者を利用してのコミュニケーション(ノートテイカー、有資格の手話通訳者・音声言語通訳、リレーサービス、触覚通訳など)を列挙する。

さらに、「原則4：障害者は、他の者と平等に、適時に、かつ、利用しやすい(アクセシブルな)方法で、法律上の通達及び情報にアクセスする権利を有するとし、ガイドライン4.1「国は、適時かつ利用可能(アクセシブル)な情報についての権利を保障するため、次のことを行う」とし、(a) 司法プロセスのあらゆる側面について、適時に通知し情報を提供する権利を十分に認識する、執行可能な法律、規則、政策、ガイドラインを制定する、(b) 司法制度及び手続に関する情報が、適切かつ必要な場合を含め、様々な方法で入手できることを確保する(手話、ビデオと音声のガイド、電話回線による助言・紹介サービス、アクセス可能なウェブサイト、ヒアリング(磁気誘導)ループ・無線または赤外線補聴システム、音声拡大装置及び文書拡大装置、クローズドキャプション、点字、読みやすく平易な言語、コミュニケーションの促進支援)を列挙する。

国内の法整備が不十分な中で、こうした国際人権法分野の議論は、国

際標準を考える上でも参考になる。そして、日本の裁判所において、このガイドラインにある具体的な対応ができていくにつつき、再考し改善する必要がある。

国内法の法的根拠としての限界があるとはいえ、国際標準に対応ができていないことは、条約批准の上での問題となり、障害者権利条約の実施という側面から問題になりうるため、課題克服の施策を講じるべきといえよう。

(3) 民事訴訟法の視点から見た裁判を受ける権利

民事訴訟法学でも、裁判を受ける権利につき検討されてきたが³⁰、障害者に対し、専門家による本人の意思決定支援以前に、本人保護の観点から裁判手続を行うにあたって弁護士が存在という前提があったように思える。しかし、障害者が自らの意思決定に基づき行動することの延長で、自律的に裁判を行うことにつき議論されないまま今日に至っている。もちろん、現実的には弁護士等のサポートを借りる必要があり、自らの意思決定で本人訴訟を行う以上、「あえて本人訴訟を選択した者の利益を保護する必要はないのではないか」という議論があり得る³¹ものの、本来の自己決定の意味からすると、その選択にあたり、障害者であってもできるような裁判環境と意思決定の支援が必要であり、それを整備しないことには裁判という手続を選択しえないという状況も再考する必要がある。

高橋教授は、「裁判を受ける権利が法により保障されても、それを現実

³⁰ 民事裁判手続のIT化との関係で、裁判を受ける権利のこれまでの議論を整理したものとして、柳川鋭士「民事訴訟手続における裁判を受ける権利—裁判手続のIT化の検討・検証における前提としての予備的考察—」法律論叢95巻2=3号(2022年)149頁以下参照。

³¹ 木下昌彦「民事裁判手続のIT化における憲法問題—ITアクセス困難者と裁判を受ける権利」法とコンピュータ39号(2021年)13頁。なお、この見解に対する反論として、吉原裕樹「民事訴訟手続における裁判を受ける権利の実質的保障—木下昌彦教授の批判に応えつつ—」Law&Practice No.16(2022年)199頁以下参照。

ろう。それを補助するために法律扶助制度等が設けられているが（総合法律支援法参照）、裁判を受ける権利の実質化として不十分な場合には、裁判を受ける権利の侵害となる事もありうる」と指摘し、民事裁判が金銭的負担を伴うことを事実上の制約であるために、それを解消する義務が国家にあることを肯定する³²。

また、木下教授は、ITアクセス困難者に対する義務付けは、個人的事情に基づく事実上の制約に過ぎないとしつつも、そのような制約が全て合憲と考えることはできず、諸般の事情を基礎に利益衡量によって判断するというのが適切ではないかと指摘し、制約対象となる裁判を受ける権利の要保護性の程度は事件の性質で異なり、それを考慮対象から排除することはできないとする³³。そして、①当事者のITへのアクセスの困難の程度やその理由、②各種のサポートの利用可能性、③事件の性質、④当該事案にインターネットを用いた申立て等を認めない場合の弊害の大きさとといったものを考慮要素にし、場合によっては適用違憲と考えざるを得ない場合もあると指摘する³⁴。

こうした考え方を受け止めて、こうした国家の義務につき、①**合理的配慮義務**（適切な情報伝達方法、弁護士その他適切な補助者の利用）、②**人的・物的設備充実義務**（裁判所における研修や人員配置、バリアフリー）といった法的義務を観念できるのではないだろうか。①合理的配慮義務は、前述の通り、障害者差別解消法8条2項で事業者において義務化されているが、裁判所は直接の義務対象になっていないとしても、類推解釈すべきである。また、合理的配慮の具体化として、②人的・物的設備充実義務を観念することで、当事者の努力だけでは限界のある、裁判を受ける際のハードルの除去のための環境整備をすべき義務と構成することが必要不可欠といえる。そして、それは、民事裁判手続のIT化により、裁判環境としても実現可能な状況になってきているため、それを実現すべ

³² 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第5版）』（有斐閣、2020年）334頁以下参照。

³³ 木下・前掲注31 10頁。

³⁴ 木下・前掲注31 11頁。

〈図1 障害の分類と必要な措置〉

障害の分類	必要な措置
身体障害 (視覚障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・文章読み上げサービス・点訳サービス ・訴訟上の書類を点訳して提供 ・音声情報を書面の代わりに提出 ・弱視者に対する文字の拡大
身体障害 (聴覚障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者等の手配 ・要約筆記体制(手話を介さない障害者に対し、パソコンでの打ち込みとスクリーン上映) ・磁気誘導ループ(補聴器の使用者に対し、補聴器を補助する放送施設)
身体障害 (盲ろう)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション方法に応じた適切な通訳者の手配
身体障害 (その他、寝たきり等)	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者によるサポート
精神障害 ・知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判上の資料や裁判手続についてわかりやすく説明 ・絵や図による平易な表現 ・補佐人の活用 ・複雑な質問や威圧的な質問の回避(尋問の場合、誘導されやすい)

き措置を講じる必要がある。

必要となる措置(対応)は障害によって異なると思われるが、概ね次の通りである(図1参照)。

まず、身体障害のうち、視覚障害においては、文章読み上げサービス・点訳サービス、訴訟上の書類を点訳して提供、音声情報を書面の代わりに提出、弱視者に対する文字の拡大といった措置が必要となる。

また、聴覚障害においては、手話通訳者等の手配、要約筆記体制(手話を介さない障害者に対し、パソコンでの打ち込みとスクリーン上映)、磁気誘導ループ(補聴器の使用者に対し、補聴器を補助する放送施設)の導入といった措置が必要となる。

そして、盲ろう(視覚と聴覚の両方に障害があること)においては、コミュニケーション方法に応じた適切な通訳者の手配が必要となる。

一方、ALS（筋萎縮性側索硬化症）などによる寝たきりの状態になった場合には、介助者による全面的なサポートが必要となる。

補足的に、精神障害や知的障害も視野に入れると、裁判上の資料や裁判手続についてわかりやすく説明すること、絵や図による平易な表現、補佐人の活用、複雑な質問や威圧的な質問の回避（尋問の場合、誘導されやすい）なども必要といえ、これらは広く身体障害をもつ場合においても該当するものも多いといえよう。

では、こうした措置を取りうる環境が民事裁判手続のIT化によって実現しうるのかを検討する。

4、民事裁判手続のIT化の議論の中での問題と障害者への配慮

(1) 日本における民事裁判手続のIT化と障害者への対応

民事裁判手続のIT化が議論され制度化されたが³⁵、この議論の過程で、日弁連は「民事訴訟手続における障がいのある当事者に対する合理的配慮についての意見書」（2013年2月15日）を提出している³⁶。

そして、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第23回会議（2022年1月28日開催）においては、民事裁判手続のIT化に向けて、民事訴訟法の改正要綱案がとりまとめられ、「障害者に対する手続上の配慮」について、「その他所要の規定を整備するものとする」とされた（要綱案第3部

³⁵ 民事裁判のIT化についての文献は数多くあるが、ここでは、山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点：法制審中間試案の争点』（有斐閣、2021年）、山本和彦『民事裁判手続のIT化』（弘文堂、2023年）参照。また、論文として、垣内秀介「民事裁判手続IT化の全体像と到達点」金融法務事情2191号（2022年）8頁以下のほか、制度とその運用については、橋爪信＝内田哲也＝武見敬太郎＝西澤瑞人「民事裁判書類電子提出システム（mints）の運用開始について」NBL1212号（2022年）26頁以下、橋爪信＝武見敬太郎「『民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則』の解説」法曹時報74巻4号（2022年）723頁以下を挙げておく。

³⁶ 法制審民事訴訟法（IT化関係）部会においても「日本障害フォーラム（JDF）」が資料を提出している（2021年）。

第2)³⁷。

しかし、こうした問題提起に対して、①一般的な障害者に対する手続上の配慮については、障害者基本法29条の配慮義務や民訴法2条の訴訟公正追行義務の内容に当然に含まれていると解されていること、障害者以外の配慮対象者規定とのバランスなどが理由で、②障害者の意思疎通を支援する者の手続関与を認める旨については、障害特性に応じた意思疎通支援者の配慮や、現行法上補佐人の活用が可能等の理由で、どちらも法改正には至らなかった³⁸。

このような結論につき、現行法下での活用が不十分である以上、対応可能性をもって規定を置かないままでよかったのか、疑問も残る。何より、配慮の中身の検討が薄く、障害者にとって自律的に訴訟当事者となりうるきっかけを失ってしまったともいえる。

日本障害フォーラム（JDF）は、「民事裁判手続きのIT化にあたって障害者の利用機会の確保を求める要望」を2020年9月16日³⁹、2022年3月11日⁴⁰に出している。後者については、「1 民事訴訟法の総則規定において、障害者に対する手続上の配慮を行うべきことを定めること」、「2 障害特性に応じた意思疎通支援者の配置を行うこと」、「3 手続上の配慮のために必要な費用を公費負担とすること」、「4 司法手続きにおいて用いられる情報通信システムをアクセシブルなものにすること」、「5 弁護士、裁判所職員、裁判官に対する研修を実施すること」、「6 継続的な検討の場を設けること」といったことを提示している。

そこで、このような要望を実現するにあたって、そもそも、民事裁判手続のIT化によってどのようなメリットやデメリットがあるのかを明

³⁷ 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」については、〈<https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf>〉参照（2023年11月30日確認）。

³⁸ 山本・前掲注35 142頁。

³⁹ 「民事裁判手続きのIT化にあたって障害者の利用機会の確保を求める要望」〈<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/opinion/20200916.html>〉（2023年11月30日確認）

⁴⁰ 「民事裁判手続きのIT化にあたって障害者の利用機会の確保を求める要望」〈<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/opinion/20220311.html>〉（2023年11月30日確認）

らかにし、今後の改善につなげたい。オンライン申立て時（e提出）、データのやり取り時やシステム送達の課題（e事件管理）、裁判期日とウェブ会議時の課題（e法廷）、判決時の課題に分けて、IT化のメリット・デメリットを整理する。

(2) オンライン申立て時（e提出）の課題

まず、書面による提出からオンライン申立てへの移行がはかられることで裁判所に赴くことがなくなる。これは、場所のバリアの問題をクリアできることになる。一方、提出にあたって、訴状のPDF化など、当事者にIT技術を使いこなす必要性が出てくる。

訴状を裁判所まで出向いて提出しなくてもよいことは障害者にとってメリットである反面、訴状作成時の技術的な面でのサポート体制が課題といえる。訴状作成時に、弁護士等の法律専門家によるアドバイスを受けることはこれまでもあっただろうが⁴¹、訴状をワードからPDFに変える等の技術面でのアドバイスは、法律家によらなければいけないものではない（弁護士法72条）。また、本人確認の方法として、IDとパスワードを入力する方式であるが、このIDとパスワードを扱いこなせない障害者もいるため、情報保護を重視することでシステムの利用が困難になることも起こりうる。

(3) データのやり取り時やシステム送達（e事件管理）の課題

次に、準備書面や証拠資料など、ファイル形式でのデータのやり取りをするにあたって、パソコンスキルが前提となる。

パソコンの利用は、読み上げソフトの利用、テキストデータの利用や点字データへの活用などのメリットがある。しかし、データファイルにつき、パソコンに適したファイルへの変換等、ここでも技術面が課題になりうる。

⁴¹ 入院中の患者の場合、どのように弁護士にアクセスできるかという司法アクセスの問題もある。

また、情報のやりとりをするにあたり、パソコンでのコミュニケーションが前提となるが、データの整理やファイルの管理も必要となる。ファイルやメールの受信にあたって、裁判に関するメールだけが届くわけではなく、重要な情報とそうでない情報の区別が困難な障害者の対応が問題になりうる。

そして、視覚障害の場合、画面を見ることができないため、読みあげ機能があるとしても、送られてきたメール等を受領ができるかという問題も生じうる。

(4) 裁判期日とウェブ会議時 (e法廷) の課題

裁判のウェブ会議化も進んでいるが、裁判所へ期日に行く必要がないことから、調整がしやすいことに加え、場所のバリアを気にする必要がなくなる。その一方で、カメラ、マイク等、通信環境の整備が必須である。

通信面では、映像や音声途切れたり乱れるなどの可能性、コミュニケーション面では、議論の錯綜時に必要以上に混乱してしまう可能性、視覚面では、カメラ外の把握ができないことから周囲に当事者以外の者がいることが外部からわからずに不当な介入の問題が起り得る。

そして、障害者の中には、画面に集中し続けることが困難で、途中で目を離してしまい裁判の進行状況がわからなくなる可能性もある。

これらは障害者のみに当てはまる課題ではなく、一般的な課題ともいえるが、障害者の場合、困難さが表面化しやすいものであるといえる。

(5) 判決時の課題

判決は言渡しとともに書面により交付される。IT化によって変化が生じるわけではないが、従前よりテキストデータだけでなく、視覚障害者に対し点字データの配布の要望もある。この作成には費用が掛かるために、その負担が課題といえる。

(6) 小括

以上のように、民事裁判の各タイミングにおいて、IT化のメリット・デメリットがあり、障害特性に応じた対応の必要性が確認できる。もちろん、これらを全て対応しなければいけないとなると、その手間や費用は莫大になる可能性もある。

しかし、司法資源の有限性は、人権保障の実質化に後退させる理由にはならない。そもそも、民事訴訟の利用者の大半は、一般の人々であり、特に社会的に弱い立場にある人々への配慮は怠るべきではない⁴²。法的義務を実現すべく、今後の対応が必要である。

5、今後の方向性

(1) 諸外国（ドイツ）の動向

ドイツでは、裁判所構成法（GVG）につき、電子的法情報交換（当事者・弁護士・裁判所との間で裁判に関する情報のやり取りを電子的形式に行うこと）が視覚障害者にとって裁判上のコミュニケーションの障壁とならないための改正（GVG191a条）が2022年になされ、IT化された民事訴訟における視覚障害者の裁判上のコミュニケーション確保が進められている。すなわち、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、裁判手続においてITを活用しつつも、それが手続上の障壁とならないようにするために、視覚障害者に対する手続上の配慮に関する権利、電子文書及びその送付方法等へのアクセシビリティを保障する権利（3項）を定める⁴³。

このような、アクセシビリティによる手続上の配慮の実現が進んでい

⁴² 川嶋四郎＝笠原毅彦＝上田竹志『民事裁判ICT化論の歴史的展開』（日本評論社、2022年）427頁〔川嶋四郎〕は、「市井の人々の中の様々なハンディキャップを持つ人々等のように、社会的に見て弱い立場にある人々等にとっての制度利用の満足度こそが、『民事訴訟のICT化』のための1つの必要な試金石になる」と指摘する。

⁴³ 本問学「ドイツ民事訴訟におけるオンライン申立て・文書提出、電子的訴訟記録の活用と視覚障害者の意思疎通の確保」金沢法学64巻1号（2021年）81頁参照。

る国もある。

(2) 日本における障害者対応の今後

日本でも、民事裁判における障害者対応が必要であることに異論を差し挟む余地はないであろう。今般の民事訴訟法改正では実現しなかったが、民事裁判手続のIT化が進む中で、ドイツのような法改正あるいは運用改善により、障害者の裁判を受ける権利の実質化を検討すべきである。

注目すべきは、IT化に対応できない者への対処が必要となる一方、IT化により障害者が自律的に裁判をしやすくなる側面もあることである。特に場所のバリアの問題を大幅に解決できると思われる。他方で、訴訟手続のバリアの問題は、障害特性への対応が必要なことから手間や費用が課題といえる。もっとも、IT化を進める以上、審理の合理化を図るのみならず、人権保障の観点から障害者の裁判を受ける権利を実現できるような「合理的配慮」を検討・実現すべきである。その際、聴覚障害者への配慮としての手話通訳、聴覚障害者への配慮としての文字による通訳や字幕等の情報手段の活用、視覚障害者への配慮としての弱視者に対する文字の拡大など、**障害の内容や程度に応じた対応**をする必要がある。

様々な場面で障害者への合理的配慮が必要となっている中で、裁判所の場合、予算措置を含めた法制度的対応が必要となることは事実であるが⁴⁴、肝心なことは、憲法上の権利でもある**裁判を受ける権利を保障するための障害者への合理的配慮の実質化**は国際的にも求められているということである。そして、これを実現するには、当事者間の協力や裁判所の努力も必要となる。手続上の配慮は、相手方にも裁判所にも求められるからである⁴⁵。そして、こうしたことの実現にあたっては、①**合理的配慮義務**、②**人的・物的設備充実義務**の具体化・明確化が必要といえる。こ

⁴⁴ 本間・前掲注43 106頁も、「障害者権利条約上、視覚障害者の障壁のない手続関与を保障する義務があるから、手続上の配慮に伴う費用は、国が負担することも明文で定めるべきである」と指摘する。

⁴⁵ 本間・前掲注43 106頁。

うした義務の具体化・明確化により、よりよい司法を障害者に提供することが実現できるのではないだろうか。